

オオトラツグミ
保護増殖事業 10 ヶ年実施計画
(2024 年度－2033 年度)

令和 6 年 4 月改定

環境省沖縄奄美自然環境事務所

オオトラツグミ保護増殖事業 10 年実施計画 (2024 年度－2033 年度)

1. 背景

(1) 生態及び生息状況

オオトラツグミ *Zoothera dauma major* は奄美大島のみで繁殖するヒタキ科の鳥類で、大陸に広く分布する *Z. dauma* の奄美大島固有亜種である。本土に生息するトラツグミは別亜種 *Z. d. aurea* とされているが、分類の見直しにより別種 *Z. aurea* となる可能性もある。全長約 30cm、翼長 159～171mm。上面はくすんだ黄褐色ないしオリーブ色の虎模様で、羽毛の先端は黒く羽軸側は白い。下面は淡色で三日月型の斑が密にあり、尾羽は黒っぽく 12 枚である（本州産トラツグミは 14 枚）。林床の湿潤な照葉樹壮齢林に主に生息し、繁殖期には夜明け前の短時間に独特の声で一斉にさえずる。

平成 11（1999）年から繁殖期に実施されている奄美中央線におけるさえずり数のカウント調査によると、確認されたさえずり個体数は年々増加し、現在は 100 個体前後で推移している（特定非営利活動法人奄美野鳥の会 2023）。分布域は近年拡大しており、それにともない個体数も増加傾向が見られる。平成 24（2013）年度時点の生息個体数は 4,346–5,794 個体と推測されており（Mizuta *et al.* 2017）、それ以降も分布の拡大傾向が見られることから、現在の個体数も推定を下回っていることはないと考えられる。

(2) 法的位置づけ等

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
 - ・平成 5（1993）年に国内希少野生動植物種に指定
 - ・平成 11（1999）年に保護増殖事業計画を策定
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
 - ・昭和 40（1965）年に生息地の一部が国指定湯湾岳鳥獣保護区に指定
- 文化財保護法
 - ・昭和 43（1968）年に生息地の一部である神屋・湯湾岳が国の天然記念物に指定
 - ・昭和 46（1971）年に国の天然記念物に指定
- 自然公園法
 - ・平成 29（2017）年に生息地の一部が奄美群島国立公園に指定
- その他
 - ・IUCN Red List（1988）にて Threatened（T）として掲載
 - ・IUCN Red List（1994）にて Critically Endangered（CR）として掲載

- ・ IUCN Red List (2000) にてCritically Endangered (CR) として掲載
- ・ IUCN Red List (2004) にてCritically Endangered (CR) として掲載
- ・ IUCN Red List (2006) にてNot Recognized (NR) として掲載
- ・ IUCN Red List (2008) にてNot Recognized (NR) として掲載
- ・ IUCN Red List (2016) にてNear Threatened (NT) として掲載
- ・ IUCN Red List (2017) にてNear Threatened (NT) として掲載
- ・ 環境庁レッドリスト (1991) において絶滅危惧種 (E) として掲載
- ・ 環境庁第2次レッドリスト (1998) において絶滅危惧 I A類 (CR) として掲載
- ・ 環境省第3次レッドリスト (2006) において絶滅危惧 II類 (VU) として掲載
- ・ 環境省第4次レッドリスト (2012) において絶滅危惧 II類 (VU) として掲載

(3) 保護増殖事業のこれまでの成果

【1. 生息状況の把握・モニタリング等】

- 奄美野鳥の会が主体で実施している繁殖期のさえずり一斉調査により、生息状況の動向を把握してきた。近年、さえずり個体数の増加を確認、分布域の拡大も示唆されている。
- 営巣場所の探索や繁殖行動等の観察により繁殖に関する情報を収集した (Mizuta 2014)。
- 標識の装着等による個体識別を実施し、個体の行動等を把握した。
- さえずり一斉調査の結果及び地形・植生図等のデータにより、個体数の多寡に影響を与え得る環境要因 (林齢、広葉樹林面積、マングースの相対密度等) の把握及び個体数の推定を実施した (Mizuta *et al.* 2017)。
- 遺伝的多様性がトラツグミと比較して非常に低いことがわかった。

【2. 生息地における生息環境の維持・改善】

- 本種の生息・繁殖に適した環境の維持・改善を図るため、本種の生息状況及び専門家の意見等を踏まえ、平成 29 (2017) 年 3 月に本種の生息重点地域を奄美群島国立公園に指定した。
- マングース防除事業の進捗により個体数が回復してきたことから、減少要因には森林伐採による生息適地の減少とともにマングース (外来捕食者) の影響もあったと考えられる (Mizuta *et al.* 2017)。

【3. 傷病個体の救護・飼育下での繁殖等】

- 平成 12 (2000) 年度から令和 5 (2023) 年度までの間に 7 個体が保護されたが、うち 4 個体は死亡、2 個体は放野、1 個体は野生下での生存が困難として平川動物公園にて飼育を行っている (2023 年度末時点)。
- 平成 30 (2018) 年より、平川動物公園にて上記個体の飼育・展示が行われており、飼育に関する知見が蓄積されている。
- 傷病個体が発見された際の体制を確立するため、平成 27 (2015) 年度に関係機関と連携して希少鳥獣の死体・傷病個体が発見された場合の作業手順を作成した。
- 令和 4 (2022) 年度に保護収容され治療等により回復した個体のうち、野生下では生存できない等の理由から放野が困難と判断され、終生飼養することとなった個体 (以下、「終生飼養個体」という) の取扱について、関係機関と整理を行った。
- 飼育下における繁殖については、現在域内の生息状況が改善されているため、実施していない。

【4. 生息地における監視等】

- 地域の関係者や国、地方公共団体等との連携により、日常的に本種の生息地を含む地域の監視及び情報収集を実施した。

【5. 普及啓発の推進】

- 本種の生息状況、保護の必要性、保護増殖事業の実施状況等に関して、奄美野生生物保護センターの掲示物、HP やパンフレット配布等により普及啓発を推進してきた。

【6. 効果的な事業推進のための連携の確保】

- 各種調査や研究、普及啓発など様々な場面において、多様な主体が連携し効果的に事業を実施してきた。

(4) 保護上の問題点

オオトラツグミ保護増殖事業10ヶ年実施計画 (2024年度－2033年度) (以下、「本実施計画」という。) を策定するにあたり、オオトラツグミ保護増殖事業10ヶ年実施計画 (2014年－2024年) (以下、「前実施計画」という。) 終了前年にあたる令和 4 (2022) 年度に、実施計画評価会議及び保護増殖検討会にて前実施計画の達成状況について評価を行った結果、改善された点もあったが、以下に列記するようにいまだ保護上の問題点が残されている。

【1. 生息状況の把握・モニタリング等】

- 開発行為や外来種（マングース）については改善されつつあるが、本種の遺伝的多様性の低さや生息地の狭さから、引き続き生息密度や分布についてモニタリングの実施及び知見の集積、回収された死体の解剖による死因の究明を行う必要がある。
- 特に現在のさえずり調査の継続が困難となる可能性があることから、新たな継続性のある調査手法の確立が必要である。

【2. 生息地における生息環境の維持・改善】

- マングースについては、奄美大島において現在根絶に向けて確認作業をしているところであるが、沖縄島にはまだ多く生息しているため、再侵入への監視が必要である。ネコの影響については明確になっていないが、生態上、地表利用が多いことから、ネコによる捕食があると想定されている。
- 生息地の開発については、国立公園や鳥獣保護区を中心とした管理を引き続き行う必要がある。

【3. 傷病個体の救護・飼育下での繁殖等】

- 終生飼養個体の飼育についての知見の蓄積及び取扱いの整理ができることが望まれる。

【4. 生息地における監視等】

- 本種の生息地への不用意な接近等個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するために、生息地における監視等を行うことが望まれる。

【5. 普及啓発の推進】

- 認知度が低く、地域住民への普及啓発が不足している。

【6. 効果的な事業推進のための連携の確保】

- 各事業への協力を得られるように、普及啓発や関係機関との連携を強化する必要がある。

(5) 実施計画を継続する理由

奄美大島は、徳之島、沖縄島北部及び西表島とともにその一部が世界自然遺産登録地域となっており、とりわけ本種は奄美大島における顕著で普遍的な価

値（OUV）の証明に不可欠な存在である。保護増殖事業により、安定した個体群を維持するため、平成26（2014）年度に実施計画を策定した。

それ以降、（3）保護増殖事業のこれまでの成果で示したとおり国立公園の指定や継続的なモニタリング調査等により、本種の保全に関して一定の成果が得られている一方で、（4）保護上の問題点に示したとおり、保護増殖事業計画の目標である「自然状態で安定的に存続できる状態とする」と評価するには、達成が不十分な項目が挙げられた。以上のことから、保護増殖事業の終了を見据えて、活動内容の見直しと目標の再設定を行い、実施計画を継続することとした。

2. 実施計画目標

奄美大島において、外来種、開発等の減少要因が除去または緩和され、継続的に本種の安定した生息が確認できることを目標とする。具体的な評価については、別紙にまとめる。

3. 実施期間

令和6（2024）年4月1日～令和16（2034）年3月31日

ただし、保護増殖検討会において評価基準に照らして目標達成と判定された場合は、計画期間の途中であっても事業を終了するものとする。

4. 実施計画目標を達成するために必要な活動内容

（1）生息状況の把握・モニタリング等

モニタリングについて継続的な新しい調査手法を検討実施する。調査で得られた情報から、生息状況、生態学的知見等に関する情報を収集・蓄積し、生息状況の傾向等の評価を行う。

活動 1-1：関係機関と連携し、モニタリング調査の効率化を図りつつ、新たな簡易的手法を確立する。

活動 1-2：生息状況及び生態に関する情報を蓄積する。

（2）生息地における生息環境の維持・改善

生息環境に影響を及ぼし得る行為の把握及び制限等により、生息個体数の増加、分布域の拡大を図る。また、好適生息地が適正な保護管理により維持されるようにする。

活動 2-1：他事業と連携し、マングース等の外来種の排除または影響緩和措置を行う。

活動 2-1-1：マングースについては令和 3（2021）年度に策定した「根絶確認及び防除完了に向けた奄美大島におけるファイリマングース防除実施計画」に基づきマングースの根絶確認を行う。根絶後も再侵入がないように監視体制を構築し実施する。

活動 2-1-2：ネコについては、奄美大島は平成 29（2017）年に策定した「奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画」に基づき、山間部での捕獲作業を実施し、本種の生息域におけるネコの個体数を減少させる。また、関係機関や自治体と協力し、室内飼育の徹底等により、本種の生息域へのネコの侵入を防ぐ。

活動 2-2：国立公園等の保護管理によって生息地を健全な状態に保つ。

活動 2-2-1：国立公園及び鳥獣保護区を適正に保護管理することで生息環境を維持し、自然公園法等の適正な執行により生息環境に影響を及ぼし得る開発計画及び行為を規制する。

活動 2-2-2：国立公園等の保護地域以外においても、周辺管理地域として、関係機関との調整と連携により、開発等の実施時に生息環境の保全への配慮を促す。

（3）傷病個体の救護・飼育下での繁殖等

傷病個体の救護体制及び終生飼養個体の飼育体制を構築するとともに、傷病個体から得られる情報から必要な対策を検討・実施する。また、終生飼養個体を用いた生態・生理・病理学的情報収集、普及啓発の方針について**検討する**。

活動 3-1：関係機関・団体、自治体及び獣医師会と連携するとともに、傷病個体の救護・放野の体制を再検討する。また、傷病個体の救護と放野についての方針を運用する。

活動 3-2：傷病救護の原因に関する情報を収集し、必要な対策を検討・実施する。

活動 3-3：終生飼養個体については、他機関等と連携して生物学的特性の把握、普及啓発等への活用を検討する。

（4）生息地における監視等

本種の生息地への不用意な接近等個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するために、生息地における監視等を行う。

活動 4-1：ひきつづき関係機関と連携して生息地における監視を行う。

(5) 普及啓発の推進

本種の保全のための普及啓発により、外来種対策や交通事故などの減少要因の軽減を含め保全に対する地域住民等の理解や協力を促進する。

活動 5-1：本種の保全のためのウェブサイトの設置、パンフレット作成・配布、マスコミ向け報道発表を通じた普及啓発及びボランティア参加型調査の実施により地域住民、観光客の本種の保全への理解を深める。また地域住民や観光客向けに講演会などを実施し、調査成果を還元する。

(6) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本種の保全対策が効果的に推進されるように関係機関・団体等との連携を強化する。保護増殖検討会においては、毎年実施計画の進捗について報告するとともに、進捗状況を評価し、必要に応じて実施計画の見直しを行う。

活動 6-1：本種の保護増殖検討会やその他の会議を通して、関係機関・団体等に対して、各種調査結果や保護対策に係る情報共有と集約化を行い、連携の強化を図る。

活動 6-2：毎年、保護増殖検討会において、本種の保護増殖事業実施計画の実施結果について報告し、検討委員からの改善点等に関する助言に基づき、より効果的かつ効率的な事業実施のための改善を行う。また、本実施計画の目標達成度を評価し、本実施計画の継続の必要性も含めて今後の方針を検討・決定する。

5. 引用文献

- 特定非営利活動法人奄美野鳥の会（2023）第30回2023年オオトラツグミー
斉調査調査報告書. p.3.
- Mizuta, T. (2014) Habitat requirements of the endangered Amami Thrush
(*Zoothera dauma major*), endemic to Amami-Oshima Island,
southwestern Japan. *Wilson Journal of Ornithology* 126(2): 298–304.
- Mizuta, T., Takashi, M., Torikai, H., Watanabe, T. & Fukasawa, K. (2017)
Song-count surveys and population estimates reveal the recovery of the
endangered Amami Thrush *Zoothera dauma major*, which is endemic to
Amami-Oshima Island in south-western Japan. *Bird Conservation
International* 27: 470-482.
- 環境省（2021）資料2-3-1 2019年オオトラツグミ保護増殖事業の実施状況.
令和2年度奄美希少野生生物保護増殖検討会.